

長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直し案に対する意見募集結果について

- 1 意見募集期間 令和6年7月26日(金)～令和6年8月26日(月)
- 2 意見の件数等 意見数4件、意見者数1名

番号	該当箇所	ご意見	県としての考え方・対応
1	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保</p> <p>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標</p>	<p>「県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を育成・確保する」とあるが、県内の他産業とは何か、労働時間と生涯所得はどの程度であるかを明確化していただきたい。</p> <p>また、個人経営体(家族従事者(補助的従事者)1～2人及び繁忙期の雇用を含む)の年間所得800万円や、中山間地域等の1経営体あたりの年間所得450万円、新たに農業経営を営もうとする青年等の年間所得250万円という各目標はどのような根拠をもとに決定したのかを示していただきたい。</p>	<p>令和5年賃金構造基本統計調査報告(厚生労働省:長野県、全産業(企業規模10人以上))に基づき、生涯賃金(21歳から65歳までの計)は199,845千円、労働時間は2,112時間と算出しています。</p> <p>個人経営体の所得目標800万円については、補助的従事者を0.5人と換算し、<math>550万円 \times 1.5 = 825万円</math>から算出しています。</p> <p>中山間地域等の所得目標450万円については、上記800万円の過半を農業部門であげることがを想定し、<math>800万円 \times 0.5 = 400万円</math>から算出しています。</p> <p>新規就農者の所得目標250万円については、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」別紙1第2の2第1項「当該都道府県において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とする」に基づき、生計が成り立つ水準として設定しています。</p>
2	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保</p> <p>(2) 新規就農者数の確保目標</p>	<p>毎年215名(49歳以下)の新規就農者を目標とするにあたり、高齢等の理由により離農する農業者数との調和は取れているのか。</p>	<p>新規就農者の確保目標については、現在75歳以上で後継者のいない主業・準主業農業経営体を代替するために必要な数として算出しており、調和を図っています。</p>

<p>3</p>	<p>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 2 農業経営の指標</p> <p>第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 2 農業経営の指標（新規就農）</p>	<p>指標に示す労働力で、主たる従事者1人あたり年間2,000時間の労働をした場合、経営体によって機械・設備に差異がある中で、指標に示す面積規模や品目構成を栽培・飼育することは実現可能であるか。</p> <p>また、指標や農業関連事業部門の展開方向例などの各表について、長野県農業経営指標(令和4年版)等を参考としているが、市町村の基本構想策定の参考とするためにも具体的にどのように算出したのかを別途通知または公開することを要望する。</p>	<p>基本方針に示した「農業経営の指標」については、「長野県農業経営指標（令和4年版）の作物別経営指標に記載の「資本装備」を前提に、主たる従事者の所得目標550万円、労働時間2000時間以内を達成可能な経営類型を示しています。</p> <p>算出過程については非公表です。</p> <p>市町村の基本構想策定にあたっては、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」別紙2第2第1「目標とすべき所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において既に実現しているような優良な経営を踏まえたものとし、経営改善に取り組む農業者及びこれを支える農業関係者にとって現実性があるような指標とする」に基づき、必要に応じ管轄の農業農村支援センターへ相談いただきつつ、地域の実例を参考に策定願います。</p>
<p>4</p>	<p>基本方針全体</p>	<p>地域計画では、担い手（基本方針における中核的経営体）に加えて小規模農家や兼業農家、農作業受託者などを含めて「農業を担う者」として位置付けるが、基本方針及び基本構想では、担い手（中核的経営体）の効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成についての方向性を定めるものという認識でよいか。</p> <p>また、人・農地プランにおける「中心経営体」と基本方針における「中核的経営体」は同じものとして捉えてよいか。</p>	<p>基本方針及び基本構想に記載する事項については、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」別紙1及び別紙2に定められており、その中でそれぞれ第3において「農業を担う者の確保及び育成」について記載することとなっており、「担い手」のみについて記載する性質のものではありません。</p> <p>「中核的経営体」は、基本方針P2脚注記載のとおり、認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者の4者のこと、「中心経営体」は、人・農地プランにおいて、地域の農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者としてリスト化された者のことで、別物と考えます。</p>